

美馬市内建設工事業者 各位

美馬市長 藤 田 元 治  
( 公 印 省 略 )

### 平成31年度から実施する各種入札制度等について（通知）

平成31年度から実施する新たな入札制度等について、次のとおりお知らせします。  
今後も、より公平で公正な入札制度改革に向けた取組を進めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

#### 1 ランダム係数採用型最低制限価格制度の一部施行

平成29年12月22日付けで制度改定時期の延期のお知らせをしておりました電子入札による建設工事の最低制限価格制度については、次のとおり運用を開始します。

新制度 … ランダム係数採用型最低制限価格制度  
適用案件 … 税込設計金額1千万円以上の電子入札で発注する建設工事  
開始時期 … 平成31年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用

※詳細については、「(改定) 最低制限価格算出方法について<建設工事>」のとおりです。

※なお、1千万円未満の案件については、当面、従来の変動型制度を適用します。

#### 2 総合評価落札方式適用範囲の拡大

平成30年4月1日に制定しました「美馬市総合評価落札方式の実施方針」では、その適用範囲を原則として税込設計金額が5千万円以上のもの（3千万円以上5千万円未満のものについても試行的に実施）としておりましたが、次のように適用範囲を拡大します。

適用案件 … 原則として税込設計金額2千万円以上の建設工事（1千万円以上2千万円未満のものについても試行的に実施）  
開始時期 … 平成31年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用

#### 3 美馬市工事成績評定要領の一部改正

業者各位におかれましては、公共工事の品質確保向上に御協力くださり、一定の品質が確保されることとなりました。このことにより、美馬市工事成績評定要領（以下「要領」という。）第2条を次のとおり改正することとしました。今後もより一層、品質確保に努めてくださるようお願いいたします。

注) 請負金額300万円以上の工事については、従来通り要領に基づき、評価を実施します。

改正内容 … 評価対象である請負金額「200万円以上」を、「300万円以上」に改める。

裏面へ続く

参考

美馬市工事成績評定要領（改正後）

（評定の対象）

第2条 評定の対象とする工事は、土木工事、建築工事その他これに類する工事で、請負金額が300万円以上の請負工事について行う。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

#### 4 建設業許可「解体工事業」の全面適用

御承知のとおり、平成28年6月1日に施行された建設業法の一部改正により、建設業の許可に係る業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました。本市では、これまで解体工事における指名の条件として「建築工事業」及び「とび・土工工事業」の許可を有し、かつ双方に完成工事高があることとしてまいりましたが、平成31年6月1日以降に解体工事を施工する場合には、建設業法において「解体工事業」の許可が必須となることから、平成31年6月1日以降に契約を締結する見込みの解体工事においては、次のとおり指名基準を変更いたします。

適用案件 … 指名競争入札で発注する「解体工事」

指名基準 … 解体工事業の許可を有し、かつ完成工事高があること。

開始時期 … 平成31年6月1日以降に契約を締結する見込みの案件から適用

参考

H26. 6. 4 建設業法等の一部を改正する法律の公布

H28. 6. 1 上記法律のうち許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定の施行（施行後3年間の経過措置）

H31. 5.31 経過措置期間終了

※上記の内容については、平成29年12月22日付け美総第636号通知を御覧ください。

※ なお、「解体工事の追加に伴う経過措置終了後において解体工事を行うとび・土工工事業者の取扱い」について国土交通省より、次のとおり示されておりますので、解体工事業の許可を受けていない事業者の皆様につきましては、十分御留意ください。

解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者（平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいる者）が平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、当該者は経過措置終了時までに速やかに解体工事業に係る許可を受けること。なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。